

教育計画に生かそう！「2023 教育課程編成資料」



「改革」をあきらめない

2~3ページ
県内の具体的な
事例を掲載

文科省は、今年、全国の学校で勤務実態調査を行っています。この調査をもとに給特法の改廃も視野に見直すという方針を打ち出しました。現行4%の教職調整額を増やすだけでは、残業を減らすという本来の目的が薄められてしまいます。宮教組は、時間外勤務に見合う手当の支給と業務の縮減を求めています。

一方で、県や市町村、学校のとりくみで「働き方改革」を進めることも大切です。宮教組では、県内の実践例を掲載した「2023教育課程編成資料」を作成しました。「教育課程の編成権」の主体は各学校にあります。学校で何が不要で本当に必要なことは何かを議論し、みんなの合意で改革を進めましょう。



教員を増やし国の責任で少人数学級の拡充を

長年の運動の成果で、国としての35人学級が始まりました。しかし、小6実施まであと3年間かかり、中学生を除くなど不十分なものです。拡充を求めて署名運動等にとりくみましょう。

小1~4、中1以外でも少人数学級は可能

国の実施（小1~4）の他に宮城県では、中1で「弾力化事業」として35人学級を行っています（仙台市は独自に、小5・中1~3で実施予定）。それ以外でも課題や困難がある場合には、「その他の加配」を用いて県独自の40人以下学級を導入している学校もあります。宮教組は県教委と「学校の要望を吸い上げること」を確認しています。ぜひ、学校からも声をあげましょう。

特支在籍8名学級に加配、「担任」も可

県教委は、特別支援学級1クラスの上限である8名在籍の学級には、可能な範囲で教員を加配し、その加配された教員を学級担任にして2学級にできるとしています。実質定員8名を引き下げることができるということです。ぜひ、加配を要望しましょう。

特支学級担任も含め、全ての担任教員に「空き時間」確保を

宮教組が推進してきた小学校での「教頭・主幹・教務の専科による授業分担」と、国の方針で宮城県も増やしてきた加配による「外国語専科教員」や「それ以外の教科専科教員」の増加とがあいまって、小学校の学級担任の「空き時間」が増えてきています。

しかし、まだ不十分であり、県教委は空き時間確保のため「持ち時数調査」をすることを約束しました。特別支援学級担任も含めた全ての担任教員が、週5時間程度の空き時間を確保できるような授業分担を進める議論をしましょう。

県内の学校で、すでに実施しています！ 「働き方改革」県内の事例



この資料では、増え続けてきた業務をやめるためのシステム（明確な基準や観点）として、「やめる！」「減らす！」「変える！」の3つの観点を提起してきました。来年度に向けたスタートラインとなる「年度末反省会」等で議論をしましょう。忙しさをあきらめず、働きやすい職場づくりのために、みんなで知恵を出し合いましょう。

やめる！ もうこれはいらない。やめて他の仕事をした方がよい



○行事の廃止 ・校内書きぞめ展・夏休み作品展・水泳大会・持久走大会・縄跳び大会・音楽会・職場体験	
○夜間（例18：00以降）の電話には出ない ・留守番電話を設置する。※緊急時は市町村教委に転送など	
○校内研究のまとめをつくらない ・授業研究時の資料を各自がファイリング。まとめはワンペーパーに	
○初任研で週1回実施の実践授業における指導案（略案）の作成をやめる	
○週案の反省欄をなくす（管理職も負担軽減に）	
○家庭訪問はしない ・実施しても玄関先で居住地確認のみ	
○作品募集をしない ・夏休みの作品募集をやめる→各団体に直接、児童生徒が応募する ・書きぞめ、作文みやぎ、読書感想文、造形展などは希望者がいるときだけ出品する	
○登下校時の時間外街頭指導は地域の人に任せる	
○英語検定・漢字検定など学校での参加とりまとめをしない	
○会計業務をやめるように要請 ・給食費を公会計化し自治体が徴収する	
○日直当番をなくす ・各自が自分の分担を施錠し、校舎巡視は管理職のみが行う	
○地域のイベントへの教員の参加・引率 ・地域の「〇〇まつり」などは児童生徒の自主的な参加での運営を	
○異動のあいさつでのおみやげ持参や前任校への行事差し入れをやめる	

減らす！ すぐにやめられないけど、回数を減らすことはできる



○教育計画の項目を減らす・校務分掌を減らす ・「休眠状態」の教育計画の項目、校務分掌を廃止する ・一人当たりの校務分掌数を減らす	
○授業時数を減らす ・6時間授業の日を減らす。業前の時間をモジュールでカウントするなど ・臨時休校や学級閉鎖にならなかつたら、年度末までに授業をカットする ・小学校1年生の4月（可能であれば1学期中）は4時間授業を行う	
○通信票の発行を減らす。所見も減らす ・3学期制でも発行は年2回にする。所見は面談を行う学期には書かない ・総合や英語は単元名のみ記載する。道徳の評価は年1回のみ	
○指導案の簡素化・焦点化、校内研究の簡素化で時間短縮 ・指導案を「A4判1枚（表裏）」にしている学校が多数	
○文書の簡素化 ・学級経営案で必要のない項目を減らす ・懇談資料をワンペーパーに	
○指導主事訪問時の提出物の簡素化 ・県内では、要録、出席簿等の公文書のみという学校が増えています	

○児童生徒の委員会、クラブ活動、部活動を減らす ・担当は必ず複数にして負担を軽減する。クラブ活動は8割の学校が年間6～10時間程度	
○夏休みのプール開放日数を減らす。午前からの開放も。開放をやめる学校も出ています	
○掃除の回数を減らす。週3回程度の掃除にする	

変える！ やり方を変えたら、新たな時間を生み出せる



○小学校での授業分担 ・教頭、主幹教諭・教務も専科で授業を持つ	
○行事の見直し ・運動会を午前中に終える。団体種目をスリム化する。入場行進をやめる ・宿泊行事はねらいを明確にして2泊から1泊に ・児童会まつりやたてわり活動を子ども自身でできる内容に変える ・音楽集会での学年発表をやめる	
○集金業務の見直し ・教材費、学級費などの会計を保護者の口座振込制にする ・修学旅行・卒業アルバム代金は保護者が業者に直接納入する ・本や習字道具などの販売は、業者が学校で直接集金をする	
○学校日誌・保健日誌・通信票・指導要録・出席簿の電子化 ・校務支援システムが導入。校務支援システムが入らない場合はエクセルで対応する	
○勤務時間管理をICカードで行う ・市町村での導入進む。県立学校では全面实施	
○学習指導の見直し ・宿題を減らしたり、ない日をつくったりする ・単元テストをやめる	
○清掃を委託する ・トイレ清掃、校内ワックスがけ、校地内草刈りや草取りは民間委託に ・プール清掃は保護者や地域のボランティアで	
○簡単な打合せ事項はパソコン画面で（パソコンが全員配備されることが前提で）	
○検診器具の消毒を業者に委託する	
○進学先へ送付する指導要録コピーの確認印は不要（県教委との口頭確認・2013.11.8） ・中学・高校に提出する要録の「原本と相違ない」の押印は不要。鑑にその旨を明記するだけでよい	
○PTA活動もスリムにする ・バレーボール大会（市P・単P）はやめる ・土曜日の資源回収や奉仕作業の見直し（実施するなら平日の夕方など）	

【中学校に係ること】



○高校入試出願書類は郵送に（配達日指定郵便の活用）	
○テスト日は半日に ・1日3教科までにして生徒の試験に向けた学習時間を確保 ・テスト最終日も部活中止とし、教師の採点時間保障を	
○部活動の見直し ・土日の1日と平日の1日の週2日以上休む。長期休業中の土日はしない ・全員加入から希望加入制に（仙台市内では進んでいる） ・顧問の複数配置制に ・部活動の方針、活動計画、教育課程外の活動であることを、校長がPTAに説明する ・部活動の地域移行について職員会議で話し合う ・駅伝大会に参加しない。駅伝大会に部での参加を強制しない	

仕事の3割を「ダウンサイジング」

有限な時間に見合った仕事量に

2024年度から60歳を超える定年延長制度が始まります。60歳を超えると仕事はそれまでと同じでも賃金は7割にダウンします。賃金に見合う分だけ仕事を減らそうとしても人を増やさないと負担は他の職員に回るだけ。そうであれば、仕事の絶対量を減らすしかありません。今の学校の仕事は増え続け、減った仕事はほとんどありません。今こそ思い切って「仕事」を減らし、本来の仕事に集中しましょう。

【仕事ダウンサイジングの着目点は】

- 働きすぎた分は「勤務時間の割振り変更」で返してもらおう
勤務時間を超える仕事を見える化できます。
県教委は「業務であれば割振りできる」としています。
- 年間総授業時数は標準時数+20時間で十分です
大きく上回る時数は、教職員にとっても子どもにとっても負担を招きます。
- 宿題・家庭学習が大きな負担になってませんか
学力向上は授業で行うべきです。
機械的な「時間」で子どもに負担を押し付け、採点業務で時間を奪われていませんか。
- その諸表簿必要ですか？
形式的に残っている学級経営案を廃止、週案は反省をなくし時数集計のみにしたらどうでしょう？
- 毎日清掃しなくても大丈夫
週5回の清掃を減らせば、その日は下校を20分繰り上げられ、放課後ゆとりができます。
- いまどき出張復命に電話？
復命書も出して、電話でも復命・・・過剰です。仙台市はすでに廃止しました。



泊を伴う行事の翌日休みで「三方よし」

県教委は「泊を伴う行事の翌日の取扱」について、「翌日の勤務時間を全て割り振ると『週休日』を増やすことになるので不適切と考えるが、児童・生徒の授業時数を確保した上で、翌日に数時間の勤務時間を割振り、その時間に年休を取得することを妨げるものではない」と回答（2019.8.20 県教委交渉）。今夏の交渉でも、県教職員課長は「泊を伴う行事の翌日を参加した教員と児童・生徒の実質的な休みにできることを、具体例を示しながら教育事務所長会議で伝えていく」と回答しています。

宿泊行事の翌日に、6時間45分勤務の割振り変更を行い、残り1時間を年休で埋めるなどし、児童・生徒も引率した教職員も「実質休み」とすることができます。

【良いところ】

- ①行先での混雑緩和になる（木曜・金曜に集中せず、実施日が分散される）。
- ②「割振り変更」が確実にできる（「割り振ったけど取れなかった」が無くなる）。
- ③子どもたちも疲労回復ができる（リフレッシュして登校できる）。

県内各地で「火曜・水曜で修学旅行に行き、木曜日を休みにした」などの実施が広がっており、実施した学校からは「これは大変良い、今後も続けていきたい」との感想が届いています！

みなさんの学校のとりくみや悩みをお知らせください。

宮城県教職員組合 〒981-8545 仙台市青葉区柏木一丁目2-45

TEL 022-234-4161 FAX 022-274-2130 E-mail miyakyoso@mtu.or.jp

宮教組 HP→<https://miyakyoso.iimdofree.com/> 「Mtu_Next」FB→<https://m.facebook.com/mtu.next/>

